

フッ化物洗口事業について問う。

市は『フッ化物洗口は有効なむし歯予防の手段であるという認識』の下でフッ化物洗口事業を推進している。フッ化物洗口の根拠は元新潟大学助教授が発表した『小学学童におけるフッ化物洗口法による 17 年間のう蝕予防効果』という論文である。

1980～1987 年までの 8 年間フッ化物洗口を行った子供たちと 1970 年の 1～6 年生を比較してフッ化物洗口のむし歯予防効果があったと発表された。統計学的観点から疑問の多い論文である。

医薬品の効果検証は 2 重盲検法を取るのが常識であるが、ミラノールの添付文書には臨床試験は行っていないと書かれている。世界的にもフッ素が虫歯を減らしたと言う根拠はなく、フッ素推進学者へのアンケートで、フッ素が効いているからということでフッ化物洗口が行われている。

市がフッ化物洗口の効果検証を行う事は大きな意味がある。積極推進を要請する。市長は 27 年 12 月議会で『国内において 40 年以上の実績がある、これまで有害事例は全く報告されていない。』と答弁した。有害事例は隠される。森永ヒ素ミルク事件は、教育現場の養護教員が最初に告発した。この訴えを真摯に取り上げた学会の学者がいたからこそ、その後に展開となった。水俣公害も、故原田先生等の優れた方々の身命を賭した努力があったからこそ公になった。日本弁護士会の意見書には有害事例の記載がある。この日弁連報告書の要旨は 2012 年末、市にも送付されていると思われる。

私はフッ化物洗口事業は市の事業として行うべきではないという考えの下に引き続き質問する。

- (1) 市のフッ化物洗口事業実施要領には『事業の実施に関し、フッ化物洗口事業実施を希望する施設の同意のもと実施し、当該実施施設名を公表するものとする』との規定がある。どのような形で公表しているか？

保健福祉部長：霧島市フッ化物洗口事業実施要領及び霧島市学校フッ化物洗口事業実施要領でフッ化物洗口の実施園及び実施校を公表すると規定しているが、現時点では、積極的な公表はしていない。

- (2) 6 月議会で『幼稚園、保育園でフッ化物洗口を希望しない保護者に対し希望しないという意思を示された方にフッ化物洗口をするよう誘導をするとか、何故しないのか理由を質するような事はやるべきではないという認識を持つ。文書等で当該園のみならずフッ化物洗口を実施している園に対し注意をして行きたい。』との答弁を受けた。具体的な動きを問う。

保健福祉部長：幼稚園・保育園におけるフッ化物洗口は、保護者に対してフッ化物洗口の説明を十分に行ったうえで、希望者のみ取り組んでいただくこととしている。従って本年 7 月 1 日付けで全ての実施園に対して「霧島市フッ化物洗口事業の円滑な事業実施について」として通知した文書で「フッ化物洗口を希望しない園児に対しては、保護者の選択の自由を尊重し、希望しない理由を尋ねるようなことは控えること」として、注意喚起を行った。

- (3) 6 月議会で今年度は 7 校実施するとの答弁を受けた。今年度実施校の教職員、保護者への説明状況、それぞれの学校の希望調査結果を問う。

教育部長：今年度説明会予定の佐々木、中津川、小野、宮内、国分北、安良及び横川小学校の 7 校に加え学校から説明会の申し出のあった青葉小学校を含め、8 校の教職員説明会を実施した。

佐々木、中津川及び小野小学校の 3 校は、保護者説明会まで終了し、宮内、国分北、安良、横川及び青葉小学校の保護者説明会は、今後、学校長と日程等を協議し、開催する予定である。保護者説明会が終了した 3 校のうち、中津川小学校の実施希望率は 100%、佐々木及び小野小学校は、9 月以降に希望調査を実施する予定である。

- (4) 6 月議会で教育委員会、歯科医師会、薬剤師会が顔を揃えて説明することは困難であり、先進事例である市町の事例を参考にすると答弁を受けた。先進市町とはどこを指すか？ 今後、新規実施計画校への説明は誰が行うのか問う。

教育部長：新規実施校は、従来どおり、市当局の他、当該学校の学校歯科医及び学校薬剤師、始良保健所職員に出席し説明会を実施する。

実施 2 年目以降の学校は、先進市である薩摩川内市の事例を参考に現在作成中である「霧島市学校フッ化物洗口事業実施の手引き」をもとに、在校生には新たに希望調査を行い、新 1 年生や転入生については、経験のある教職員が中心になり、保護者を対象とした説明会を開催するよう指導する。

説明会の内容、出席者等について学校から相談があった場合には、学校の実態も踏まえながら、地区歯科医師会、薬剤師会等と連携し、対応する。

- (5) 3 月議会で養護教諭等を含め、学校の管理者等に説明をする際に強制をする事は絶対有り得ないとの答弁を受けた。フッ化物洗口の実施について職務命令はなじまないとの政府答弁もある。子供たちを薬害から守りたいという信念でフッ化物洗口について異論を唱えた教職員の記録を実施しているか、勤務評定、教職員の配置換えの材料に使うかを問う。

教育部長：フッ化物洗口の実施について異論を唱えた教職員の記録はとっていない。

- (6) 27 年 9 月議会で『保護者説明会でリスク説明をした』との答弁を受けた。具体的にどのようなリスクを説明したかを問う。

教育部長：従来から答弁しているとおり、フッ化物洗口によるう蝕予防の有効性と安全性は、すでに国内外の多くの研究により示されており、口腔保健向上のために重要な役割を果たしていると認識した上で、事業を推進している。

フッ化物洗口について、教職員や保護者が不明な点や不安に感じていることがあれば、丁寧に説明をし、理解を得ることに努めている。

Q：画像を確認願う。薬剤師会の会務報告である。歯科医師会、薬剤師会、健康増進課、教育委員会が同席し、学校職員への説明会の記録である。『（質疑応答（フッ化ナトリウムの安全性、保管の問題等）1 名、絶対反対的な職員がいて、いろいろな資料をもとにして 1 人で反論をしていました。

（質疑応答の半分以上）』質問、反論するのはあたかも悪いことととれるような記録です。このような記録があることから壇上からの反対する教職員の記録をしているのではないかと質問した。

このような認識が共有されているのではと心配する。教育部長、改めてどのように思うか？

教育部長：始良市の薬剤師会の会務報告であり、教育部長としてはコメントしない。この会の議事録には質疑があったという事実のみが記載されている。

Q：次の画像はフッ化物洗口が進んでいる佐賀県の新聞報道である。平成 4 年度と平成 14 年度と比較して劇的にむし歯が減少したことをフッ化物洗口の効果としている。むし歯の減少は全国的な傾向であってフッ化物洗口の効果と認めるには無理がある。壇上で述べた新潟大学の境論文の効果判定の論理は佐賀新聞報道と同じで時代の違う子供のむし歯保有率を比較している。保健福祉部長、これをどのように思うか？

保健福祉部長：職責は部長であるが、専門では無い。科学的な分析結果として判断することは難しい。

議員発言のとおり霧島市に於いて DMF 指数は相当数下がっている。むし歯の罹患率も下がって

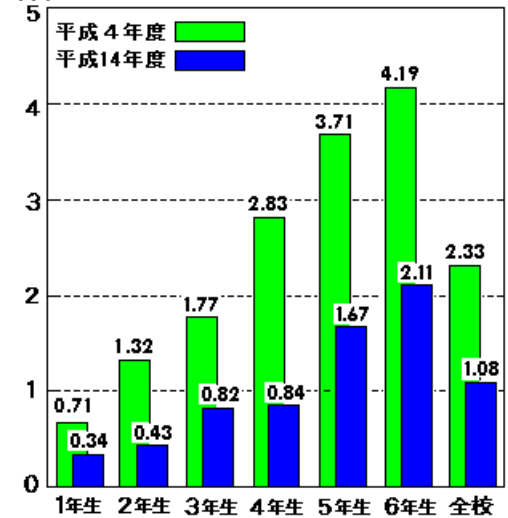
いるのは事実である。その要素の中にフッ化物洗口の効果がどれほど含まれているかについては分からない。理解して欲しい。

Q：答弁の最後がむにゃむにゃで分からない。

保健福祉部長：むし歯の DMF 指数というのがあり、むし歯の罹患している数である。霧島市では 26 年度が 1.0、27 年度が 0.98、大分下がってきている。このような状況等は歯磨きの実施であるとか、様々な要素があると思う。佐賀県の数値については歯磨きの推進によって下がっている部分、フッ化物洗口の要素も幾分か含まれているのではないかと推測している。

Q：全国的な傾向と一緒に佐賀県が劇的に下がっていることには成らないということをこの表は示している。グラフを見せられると、分からない人は『あ、すごいんだ』という認識を持ってしまう。そのような認識を持たせる新聞報道が行われているという事実を述べている。

◆佐賀県有明小学校では、平成 4 年度からフッ素洗口を実施しています。1 人平均むし歯数は、約半分になりました。



データ	有明西小：6年生 (11～12 歳)	学校保健統計調査：12 歳児 (文科省の全国データ)	
比較データ	4.19(平成 4 年) ▼ 2.11(平成 14 年)	4.17(平成 4 年) ▼ 2.28(平成 14 年)	4.09(平成 5 年) ▼ 2.09(平成 15 年)
10 年後の結果	50.4%に減少	54.7%に減少	51.1%に減少

そもそもフッ素洗口はむし歯予防効果があるのか、効果が無いという実験結果も公表されている。画像で紹介する文書は埼玉県の明海大学の先生がまとめられたものである。フッ素は歯の歯質強化に役立っていないのみならず、濃度の如何に関わらず硬組織形成に有害な影響をもたらすと結論付けられています。フッ化物洗口について効果がある、危険性はないとする歯科医師会の考えを元にフッ化物洗口事業は進められている。たくさんの肯定論、否定論がある。歯科医師会に肯定論の最も優れた論文提供の要請をお願いしたい。この場で私と保健福祉部長と討論しても論点がずれる。推奨している歯科医師会がここがポイントですという論文の提供を要請する。

教育部長：議員の最初のフッ化物洗口の質問から 1 年経過している。その間、我々も知識がないと答弁した記憶がある。色々な勉強をした。色々な論文を読む機会も増えた。賛否ある論文を元に国の専門機関が WHO の意見も参考にしながら纏め上げたものがフッ化物洗口のガイドラインであり、それに基づき各県が(一部やっていないところもあるが)計画を作り、それに基づいて市も実施するという方向である。一番推奨される論文について示せということは、その根底を覆すような、そういったものがあるかどうかにか繋がる。歯科医師会には、今日このような意見があったことは伝える。この中継はいつも見ていると聞いているので、こういったことは繋ぎたい。

Q：私の後ろには大学の先生とか研究者がいるということを意識していただきたい。歯科医師会の方が見ていらっしゃるのであれば、私の後ろにいらっしゃる方と論戦していただきたい。効果があるの無いの、先のグラフで示したように時代の違う子供を比較し、効果があると結論するのはおかしいのではとう部分が随所にある。歯科医師会が私の要請に答えていただけることを期待しておき

ます。厚労省のガイドラインにインフォームドコンセントの記載がある。インフォームドコンセントについて教育委員会はどのような認識を持つか？

教育部長：インフォームドコンセントとは説明をし合意することと理解する。

Q：正しく理解し納得して、同意することです。市の色んな方が『ご理解下さい』と理解を押し付けることを危惧する。決してそのような事はありませんね？

教育部長：フッ化物洗口は国が方針を決めて、県も決めて、市も決めて実施している。強制的にさせているわけではない。理解を求めて、合意をされた方々についてのみ実施している。

フッ化物洗口に取り組んでいるのは歯の大切さが表面化している。例えばスポーツ、瞬発力、持久力、平衡感覚にも歯が関係している。歯の刺激が脳の血流、神経伝達を促し知能との関係もあることが分かってきた。歯の機能は癌や認知症、肥満の予防にも有効である。最近聞いたラジオで歯周病は糖尿病の原因にもなっていると聞いた、教育委員会は子供達の未来のために、そういうことを防ぐために行っている。強引に強制してやっているわけではない。こういうことが大事ですよと一所懸命訴えて子供達の将来の健康を守ろうとやっている。理解をされない方を強引にしようとは思っていない。

Q：歯が糖尿病に影響するとは聞いたことがある。ところがフッ素がIQの低下に繋がるとの論文もある。この辺りの信憑性をこの場で議論してもどうにもなりません、そのような説もあるとして、それをどうするか、国の薬事行政の失敗によって発生した薬害、水俣病にしてもそうですし、検証という意味で歯科医師会、薬剤師会の謙虚な対応を期待する。

丁寧にリスクを説明すべきであるが、そもそも行政も歯科医師会もリスクは存在しないという考えで事業を進めているが、せめて保護者に対して薬剤の添付文書、使用上の注意を配布すべきではないか？

教育部長：現在使用しているミラノールの使用上の注意を抜粋して配布することは何の問題もない。

Q：抜粋ではなく、全てを保護者、教職員に配布していただきたい。

教育部長：その方向で検討する。

Q：3月議会でフッ化物洗口の効果判定方法を検討すると答弁を受けているが、検討結果を問う。

保健福祉部長：フッ化物の効果を検証することは非常に複雑な要素が絡む。幼児の段階でフッ化物洗口をした子供、していない子供、学校に入った後も進学過程も違って来る。その辺りをどういう形で調査をするのが一番合理的か、薬剤師会、歯科医師会とも鋭意調査をしている。まだ具体的な方策は決定していない。

Q：ぜひともいい方法で、先ほど例で見せましたが、時代の違う子供を比較して効果があるなどが無いようにお願いしたい。フッ化物洗口はむし歯の予防ですよね？

教育部長：フッ化物洗口はむし歯を予防する、虫歯になったものを治すことではない。

Q：先進事例という事で薩摩川内市を挙げられたが、お隣の始良市はやりません。今議会でもやりませんと始良市の教育長は宣言されている。ご存知ですか？

教育部長：やらないという事を聞いている。

Q：先進事例としてやっているところとやっていな所もある。やっていないところの事情調査もすべきと思うが？

教育部長：どういう理由でやらないかは教育長仲間ですので聞いてみる。